

EV・PHV・FCV普及加速プラン（仮称）素案の概要（案）

第1章 策定趣旨

策定趣旨

- 県内の自動車保有台数、自動車からのCO2排出量ともに全国第1位
→全国に先駆けて自動車からの排出量削減を進めることが、この地域の責務
- 世界的な自動車の電動化の潮流や、社会情勢の変化を踏まえ、関係事業者、市町村等と連携・協働しながら実施するEV・PHV・FCVの普及加速に向けた取組の方針を示すため、新たに策定

位置づけ

- 「第5次愛知県環境基本計画」、「あいち地球温暖化防止戦略2030」等に基づきEV等の普及加速に取り組むための実行計画
- 「EV・PHVタウン事業」の成果や理念を継承
 - 「愛知県水素ステーション整備・配置計画」と整合

目標年度

2030年度（2050年頃の脱炭素社会を見据える）

第2章 EV・PHV・FCVを取り巻く現状と課題

地球温暖化対策の動向等

- 温暖化対策の動向：COP21(2015年12月)において温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みパリ協定が採択。2℃目標の設定、1.5℃抑制努力に言及
我が国も、2020年10月に2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針を発表
- 自動車低炭素化の動向：世界各国は、燃費規制の強化、EV等の普及目標の設定、将来的な内燃機関車の販売禁止方針の発表等により、EV化を加速
我が国も2030年の新車乗用車販売に占めるEV・PHVを20~30%、FCVを~3%とする普及目標を掲げる
- 社会情勢の変化：①SDGsの達成に向けた取組やESG投資の拡大、②技術革新（CASE、MaaS）の進展、③EV等の蓄電・給電機能活用の進展、④コロナ禍における環境変化、⑤物流効率化の必要性

県内の普及の現状と課題

項目	現状	主な課題
車両	県内のEV等の普及台数は全国1位だが、自動車全体に占める割合は極めて低い	従来車ユーザーの認知度、関心が低い 導入費用が高額 ユーザーニーズを満たす多様な車種展開
充電インフラ	公共用充電インフラの整備基数は概ね、現在の目標を達成（1,926基/2,000基、2019年度末時点）し、県内全域で整備が進展	利用が集中する一部の充電器での充電渋滞の発生 老朽化した充電器の適切な更新 従来車ユーザーの充電インフラに対する認知度が低い 飲食・観光施設といった、目的地充電の不足 既設集合住宅・勤務先等への充電器整備が不足
水素ステーション	水素ステーション整備数は全国1位だが、県の目標(2025年度に100基程度)達成に向けて整備促進中	整備費・運営費が高額で、採算性が低い 営業時間が限られる点も含め、FCVユーザーの満足度が低い 関連する規制緩和の推進
蓄電・給電機能	EV等の蓄電・給電機能の災害時やエネルギーシステムでの活用への期待の高まり -自治体と自動車メーカーの災害時の電動車活用に関する協定締結 等	蓄電・給電機能に対する認知度が低く、V2H等の関連機器の普及も進んでいない 災害時の電動車活用を推進するための実効性のある支援体制の構築が必要

課題を解決

第3章 基本的な考え方

- 普及目標は、「あいち地球温暖化防止戦略2030」における運輸部門の排出削減目標を達成可能な普及状況として、自動車CO2排出量の将来推計を行い設定

普及目標	温暖化戦略2030	運輸部門CO2排出量	実績		目標(2030)	
			(2013年度)	▲28.9%	(2030年度)	
			13,327千t-co ₂		9,476千t-co ₂	
	EV・PHV・FCV普及加速プラン*	EV・PHV・FCV新車販売台数割合	(2018年度) 1.3%		(2030年度) 30%	

*普及対象:乗用車、バス、トラック

将来像：社会イメージ

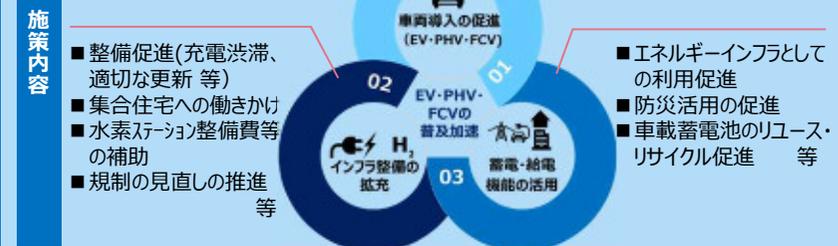
自動車の電動化やCASEの進展により、将来的に、移動の低炭素化だけではなく、生活サービスや街づくり、エネルギー等の領域も含めて、環境負荷の少ない持続可能な社会構築に貢献

目標達成のための施策

- #### 施策展開の視点
- EV・PHV・FCVに対する関心は、依然低い状況にあるため、EV等の認知度向上、興味関心の喚起から、購入・導入時の支援、その後の利便性の向上、利活用の推進といった、各段階に応じた適切な導入促進策を検討
 - 今後の市場動向も踏まえながら、EV・PHV・FCVの特長を活かした、車種毎の具体的な用途、利用シーンを想定した上で、効果的な普及啓発や支援施策を検討
 - 車両の普及を支えるインフラ（充電インフラ、水素ステーション）の整備促進、蓄電池、燃料電池の活用によるエネルギーインフラとしての利活用促進を一体的に進め、持続可能な社会づくりに貢献

- 普及啓発
- 公用車への率先導入・活用促進
- 社用車、公共交通機関等への導入促進
- 導入補助、課税免除 等

第4章 施策内容



第5章 プランの推進

